

2003年6月30日

## 当社緑化資材と枯れ補償について

ソイシアンジャパン株式会社

通常、公的機関が発注する公共植栽工事においては、枯損樹木等の植え替えが義務付けられているものに限り、工事完了後1年間の枯れ補償義務が受注者に対して発生します。当社の各種工法・資材と植樹保険との関係について、以下のとおりまとめてみました。

### 1. 植樹保険の対象となる当社工法及び資材

商品名/工法名	枯補償期間	条件
ソッド(全品種)	1年間	査定によりてん補対象と認められる損害のみ
ポット苗(全品種)		
ゴーローン(全品種)		
洗淨芝苗(全品種)		
エムウェイ工法(全品種)		

\*ゴーローン、ソッド、洗淨芝苗(ほぐし苗)などは、種子ではなく、根茎を利用しているため植樹保険の対象に入ります。

### 2. 植樹保険の対象とならない可能性が高い工法

商品名/工法名	てん補対象とならない理由
ランナーウェイ工法	植付け直後に供用が入る場合が多いこと、施工後1年以内にオーバーシーディングされる場合が多いため、植樹保険でてん補対象となり得ない可能性が極めて高いといえます。
ラドス工法	播種工事のため植樹保険のてん補対象となりません。

種子吹付工等、種子による緑化工事は植樹保険の対象になりません。

### 3. 植樹保険がてん補されない可能性がある損害

たとえ植樹保険の対象となる資材を使った工事であっても、植樹保険のてん補対象とならない損害は次のような場合です。

施工時期が生育適温を満たしていない場合

暖地型芝草の生育温度(適温)を満たさない時期に、人為的な理由により植付けられた場合、施工の

欠陥という理由で、てん補対象とならない可能性があります

(例: 2月に「あも青」・セントオーガスチングラス等をゴーローンで植付けた場合)

枯れ補償期間中(工事完了後1年以内)に供用された場合

枯れ補償期間中に、一度でも供用され、踏圧など人為的な事由により生じた損害は、植樹保険の対象外となります。(施工後1年以内にグラウンドを開放した場合など)

植付け後に十分な養生散水が行われていない場合

てん補対象となる資材が、施工後10日～14日以内に乾燥して枯死した場合、施工の欠陥という理由により、てん補の対象となり得ない可能性があります。これらの事故を避けるために、受注者と発注者の間での責任範囲を明確に取り決めておく必要があります。当社資材に関係なく、芝苗(ほふく茎)等を直接現場の土壤に植え付ける場合は、施工後2週間程度の散水養生は必須条件になります。

地上部が休眠状態の場合

当社資材のほとんどは暖地型芝草を原料に使用しております。この暖地型芝草のほとんどは気温10以下で生育が停止し、地上部が褐色に枯れます。この地上部の褐色はいわゆる「冬枯れ」であり、枯死とはみなされません。

種子(寒地型芝草等)が混植された場合

植樹保険の対象となる商品の施工後1年以内に、オーバーシーディング等の理由により種子が混合された場合、枯損個所の特定が非常に困難といった理由などから、植樹保険てん補の対象外となります。

その他人為的な理由によるもの

施工歩掛(施工費)

ZN工法標準施工歩掛(1000㎡あたり)に含まれる散水費用は、施工直後の1回散水を意味しており、芝を活着させるまでの養生散水費用は含まれておりません。

その他、植樹保険に関するお問い合わせは下記までお問い合わせください。

財団法人 都市緑化基金 TEL 03 - 5275 - 2293